

平成 27 年度大阪 P C B 廃棄物 処理事業監視部会

平成 28 年 3 月 3 日 (木)

13 : 30 ~ 15 : 23

於：此花会館

3 階 大ホール

平成 27 年度 大阪 P C B 廃棄物処理事業監視部会

議事次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議題

(1) 大阪 P C B 廃棄物処理事業の進捗について

(2) 環境モニタリング調査について

(3) P C B 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について

(4) その他

4. 閉会

○中尾係長（司会）

定刻となりましたので、ただいまから「第 6 回大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会」を開催させていただきます。

本日は、有識者の方々をはじめ皆様方には年度末のご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。議事に入りますまで、本日の進行役を務めさせていただきます大阪市環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループの中尾でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、事務局の大阪市を代表しまして、大阪市環境局環境管理部長の岩橋からご挨拶をさせていただきます。

○岩橋部長（大阪市）

皆様、こんにちは。大阪市環境局環境管理部長の岩橋でございます。本日は、年度末で大変お忙しい中、有識者の皆様、環境省はじめ関係者の皆様には、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、平素は本市の環境行政各般にわたりましてご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をおかりしまして厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は、平成 27 年度の 2 回目の公開の場による当監視部会となります。これまで有識者の皆様から貴重なご意見やご指導をいただくとともに、関係者の皆様のご理解とご協力によりまして、中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪 PCB 処理事業所（通称 JESCO 大阪 PCB 処理事業所）におけます近畿 2 府 4 県内の PCB 廃棄物は、平成 18 年 10 月に操業が開始されて以降、おおむね順調に安全かつ適正な処理が進められております。

しかしながら、昨年 10 月、JESCO 北九州 PCB 処理事業所におきまして、排気中のベンゼンが協定値を超過するといった事案が発生しました。これは PCB 廃棄物の拠点的広域処理に対する信頼を大きく損なう事案としてまことに遺憾であり、改めまして、大阪 PCB 処理事業所の監視、指導を徹底していく所存でございます。

また、計画的処理完了期限であります平成 33 年度末までに、大阪 PCB 処理事業所での処理が完了するよう、PCB 含有機器を使用・保管している事業者、本日ご出席の近畿 2 府 4 県 14 市を含めた関係地方公共団体、そして電気保安関係団体をはじめとする事業者団体などとも連携協力をいたしまして、一日でも早く、確実かつ適正に処理が完了するよう努めてまいります。

そのためには、JESCO 大阪事業所が行う高濃度 PCB 廃棄物の処理状況などの情報を公開することにより、地元の皆様をはじめとする関係者の皆様方にご理解を深めていただくことが大変重要でありまして、本監視部会は客観的な立場から事業の安全性が確保されていることを確認していただく場であると同時に、情報公開の場としても貴重な役割を担っているものと考えております。

本日の議題は、「大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗」、「環境モニタリング調査」、そして

「PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について」としておきまして、皆様方の奇譚のないご意見をいただければと考えております。

私ども、本日いただきましたご意見を踏まえまして、引き続き、PCB 廃棄物の早期適正処理や周辺地域の環境保全、施設の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますが、私の挨拶とさせていただきます。

○中尾係長（司会）

続きまして、本日は、環境省産業廃棄物課から角倉課長及び中野課長補佐にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと存じます。

○角倉課長（環境省）

ただいまご紹介にあずかりました環境省で産業廃棄物課長を務めております角倉と申します。本日ご出席の皆様方におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらずご出席賜りましたこと、厚く御礼申し上げたいと思います。また、PCB 廃棄物処理の推進にしまして、多大なるご指導、ご助言を賜るとともに、各地域、地域で大変ご尽力いただいておりますこと、改めて感謝申し上げたいと存じます。

さて、この大阪事業エリアでございますけれども、平成 26 年 6 月の PCB 廃棄物処理基本計画の改訂によりまして、処理期限が平成 34 年 3 月 31 日ということで改めてセットされたわけでございます。この期限につきましては、私どもとしてこれは何としても必ず達成しなければならない期限だと、このように大変重く受けとめさせていただいております。この期限までは、あと残すところ 6 年と一月弱というところで今立ち至っているわけでございます。私どもして、この期限達成するために最大限努力してまいる所存でございますけれども、その一方で、これまでの取り組みの進捗状況に鑑みますと、決してこの期限を達成することは容易ではないという状況であると、私どもとして、そこはかなり危機意識を持って考えているところでございます。

こうした中で、昨年 7 月に有識者による検討会議を新しくスタートさせまして、そこで、計画的処理完了期限を一日でも早く安全かつ確実に達成するために、今までの取り組みに加えて、どういった取り組みをしていかなければならないのか、そうした検討を昨年 7 月から改めてスタートさせていただいたところでございます。

その有識者の検討会における検討結果につきましては、本年 2 月 8 日に取りまとめをさせていただいたところでございまして、この報告書、この検討会の取りまとめ結果を踏まえまして、今年 3 月 1 日に、PCB 特別措置法案の一部を改正する法律案を今国会に提出させていただきますところでございます。3 月 1 日に閣議決定をして国会に提出させていただいたと、こういうところでございます。

この法案の内容、それから検討会の報告書の内容につきましては、これまで皆様方か

らいただいたご意見も最大限取り込むような形で検討を進めさせていただきました。また、この検討におかれましては、本日ご出席の上野先生にもご出席賜り、また、本日部会長を務めていただいております有門さんにもご出席賜り、大変貴重なご意見をいただいたところでございます。

本日は、この有識者検討会の報告書の内容、そして今通常国会に提出をさせていただきました法律の内容につきまして、この場をかりてまたご説明、ご報告申し上げたいと思います。私どもとしてはかなり思い切った措置を盛り込んだつもりでございますが、ただ、こういうのは制度をつくってやっていけばそれで全て済むというものじゃなくて、今後、それを踏まえてさらにどういった取り組みを実際に実行に移していくかと、そちらのほうがはるかに大変重要な問題であろうかと考えております。

本日、また皆様方からいただいたご意見を踏まえまして、私どもとして、この計画的処理完了期限を一日でも早く達成するために、さらに気を引き締めて取り組みを進めていきたいと考えておりますので、本日はどうかよろしく願いいたします。

○中尾係長（司会）

ありがとうございました。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。まず、議事次第。続きまして、表裏1枚物の出席者名簿。ここで、すいません、1点訂正がございまして、出席者名簿にございます京都市さんの担当課長であります大西様から、係長の山本様に変更になっております。修正のほど、よろしく願いいたします。続きまして、配席図。続きまして右上に資料1-1-1と書いてあります「大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況について」。続きまして、資料1-2の「大阪 PCB 処理事業所の長期保全の取り組みについて」。続きまして、資料1-3「ポリ塩化ナフタリン (PCN) 入りのトランス油の処理について」。続きまして、資料2「平成27年度環境モニタリング調査について」。続きまして、資料3「PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について」の以上となっております。資料の配付漏れ等ございませんでしょうか。

○中野課長補佐（環境省）

すいません、環境省から1点だけ。

一部の委員の皆様には、今、追加で PCB 特措法の一部を改正する法律案の閣議決定の報道発表と関係資料も別途お配りしておりますので、そちらも配付のご確認をいただければと思います。

○中尾係長（司会）

よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

部会長であります大阪市の有門産業廃棄物規制担当課長が議事進行することとなりますので、有門課長、よろしくお願いいたします。

○有門課長（部会長）

座ったままで失礼をいたします。大阪市環境局で産業廃棄物規制担当を務めております有門でございます。当部会の部会長を仰せつかってございます。どうぞよろしくお願いいたしますを申し上げます。

この部会も、近畿ブロックの広域会議として部会としてやりまして、ちょうど丸3年がたとうとしてございます。25年から3年たとうとしてございまして、今年度の2回目での公開の場ということで、しっかりと掘り起こし、何回も出てくる言葉でございますけれども、掘り起こし調査を行った上で、見つただけでは終わらないというところがございますので、見つけた後、しっかりと高濃度につきましては JESCO での処理を指導していかなければならないという時期でございます。

今、環境省の角倉課長様のご挨拶にもございましたとおり、この計画的処理完了期限の達成のためにさらなる追加的な方策というのを国で検討された。それを盛り込む形で PCB 特別措置法の改正案が閣議決定されて、既に国会の方へ提出されたということでございます。制度的には十分に強化されたものだと考えてございますが、制度を生かして実際に私ども近畿2府4県20自治体がしっかりとやっていくということがほんとうに重要になってこようと考えておりますので、また、そういうことをしっかりとやることで、JESCO 大阪の処理が一日でも早く処理完了期限内でありましても終わっていけますように頑張っていきたいと考えてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

すいません、前置きが長くなりましたが、議題に入らせていただきます。

議題の(1)でございます。「大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗について」ということでございます。中間貯蔵・環境安全事業株式会社からのご説明をお願いします。

資料1が1、2、3に分かれてございます。ボリュームがかなりございますので、まず、資料1-1に基づきまして、操業状況につきましての報告からよろしくお願いいたしますを申し上げます。

○油井所長（JESCO）

JESCO 大阪 PCB 処理事業所長の油井です。大阪の操業状況についてご報告いたします。失礼して座らせていただきます。

資料1-1の1ページです。

(1) 搬入実績としまして、昨年の12月末までの台数が書いております。下のグラフにございますように、全体で7割強、コンデンサにつきましては8割強の受け入れが完了しております。これまで操業開始以降9年たちまして、この先、先ほど環境省の角倉課長からお話しございましたように、計画的処理完了期限があと6年ちょっとという中

で、今までは標準品を手がけてまいりましたけれども、これからはかなり処理に手間隙のかかるもの、例えば油の中に不純物が入っているようなもの、粘性が非常に高いようなものとか、それからコンクリートで固めたようなトランス、コンデンサというものもございまして、それから、保管されていたときに保管容器で保管をされていましたが、その中で PCB 油が漏れいしているといったかなり困難なものが想定されております。したがって、この残り 6 年の間に、そういったものも含めて全ての PCB 廃棄物について処理をしていきたいと考えております。

2 ページです。2 ページは中間処理の完了実績です。

これも下のグラフをごらんいただきたいんですけども、真ん中、トランス類、コンデンサ類とございまして、トランス類については、処理台数と筐体も含めました処理重量、それぞれ棒グラフと折れ線グラフで書いております。同様に、コンデンサ類につきましても処理台数と処理重量と。処理重量と申しますのは、油と機械本体の重量を合わせたものでございまして。

それから、下の左のグラフですけども、廃 PCB 等というのは、ドラム缶などに入れて保管をされていた PCB がございまして、それについては、水色の棒グラフでその処理した本数を書いております。同時に、このグラフに、運転廃棄物の処理が平成 24 年から始まっておりまして、黄緑色の棒グラフが、運転廃棄物をドラム缶の中に入れて保管していたものの処理をしたものでございまして。

それと、その右にありますグラフですけども、これは今まで申しましたトランス、コンデンサ、それから廃 PCB 等、受託と呼んでおりますけれども、それにプラスすることの運転廃棄物の PCB の処理重量、それと PCB だけではなくて全体の処理重量、機械本体も含めました処理重量、それを表したグラフになっております。平成 25 年がピークでございました。それ以降、運転廃棄物の処理をしていかなきゃいけないということで、受託物の処理がだんだん減ってきておるんですけども、一方で運転廃棄物を手がけております。

加えて、平成 26 年、27 年につきましては、VTR（真空加熱炉）が 4 基ございまして、そのうちの 1 基が後でご説明します塩酸腐食によりまして若干不具合が出ておりました、それが停止をしておいたということで、ちょっと処理量が減っているということでございまして。塩酸腐食対策については、現在、対策工事をこれから行うところでございます。

次、3 ページでございまして、これは処理の結果、払い出すものの実績でございまして。

4 ページ。4 ページは、エリア間移動が基本計画の改訂に伴いまして平成 27 年度から始まっております。トランスにつきましては、豊田から新幹線の車載トランスが参っております。それからコンデンサ、特殊コンデンサが北海道と豊田からそれぞれ来る予定になっております。これはまだ 12 月末では実績ございませんけれども、1、2、3 月で順次受け入れる予定になっております。それから、一方、PP コンデンサにつきましては豊

田に参ります。これも 1、2、3 月で約 1,000 台行くということになっております。それから運転廃棄物のうち廃粉末活性炭、これについては東京事業所のほうで処理してもらうということになっております。それからウェス・キムタオルにつきましては、北九州事業所へ行くという計画でございます。

それから、その下にあります運転廃棄物の保管状況ですけれども、これは年 1 回、事業所にあります保管されている運転廃棄物を全部調査しまして、どういう種類のものが何本あるか、そして、今後処理に伴って年間何本発生するのかという予測を立てまして、事業終了までに発生する推定本数のトータルを出しました。それを、それぞれ物によって無害化認定施設あるいは自所で処理をする、あるいは東京、北九州で処理をしてもらうというものにそれぞれ分けまして表にしたものでございます。

5 ページにつきましては、それを年度別の実績表にまとめたものです。それぞれ本数と重量、それから PCB の重量というふうに 3 段に表を分けておりまして、平成 27 年度につきましては 4 月から 12 月までの実績を掲げております。

黄色いハッチをしてあるところでありまして、VTR のバッチ数、例えば平成 24 年度でいいますと全バッチ数が 556 バッチ、処理をしました。そのうち運転廃棄物は 42 バッチ充てておりますというような形でこの表をごらんいただきたいと思っております。今後、運転廃棄物に相当のバッチ数を割かなきゃいけないだろうと考えております。無害化認定施設と自所処理と他事業所で処理をしていただくものと、3 種類ございますということです。

それから、次、6 ページです。6 ページ以降は、各種モニタリングの調査結果でございます。

6 ページは排出源の排水、汚水・雨水ですけれども、全検体とも定量下限値未満でした。

7 ページは騒音・振動です。これもいずれの時間帯も維持管理値を満足しておりました。

次に、8 ページ、9 ページです。これは排気口におけるモニタリング結果でありますけれども、全ての項目におきまして自主管理目標値未満でした。8 ページが西棟です。それから 9 ページが東棟です。

それから、10 ページですけれども、これは周辺環境モニタリングということで、年 4 回、事業敷地内と事業所周辺の 2 カ所で測定をしております。春、夏、秋と昨年の結果でございますけれども、いずれも環境基準値を下回っておりました。

11 ページについては、経年変化のデータと臭気の測定結果でございます。

それから 12 ページ。12 ページは、その測定場所の平面図を表したものです。

それから、13 ページ、14 ページにつきましては、排気系統の系統図になっております。13 ページが西棟、14 ページが東棟ということでございます。

次に 15 ページです。作業環境測定結果ということで、PCB 濃度とダイオキシン濃度を定期的に測定しております。

まず、PCB についてなんですが、最も PCB 濃度が高いと想定される場所につきまして、

これは大型解体室と小型解体室になりますが、これを経年変化でグラフにあらわしたものが図-4です。一時、平成 21、22 年ごろにかなり高かった時期があるんですけども、ここ 2、3 年は低下傾向にあります。とはいいまして、作業環境の基準管理濃度が 0.01 mg/m³でございます。したがって、今回測定した値、大型解体室は 0.013 mg/m³ということで、上回ってしまいました。それから、小型解体室についてはクリアをしておりましたが、大型解体室につきましては再度、1 月に再測定をしまして、0.0025 mg/m³という値になりましたので、管理区分としては第 1 管理区分になりました。

一方、ダイオキシン濃度ですけれども、許容濃度が 2.5pg-TEQ/m³ということで非常に厳しい値でございます。これにつきましてはなかなかクリアすることが難しいのでございますが、次の 16 ページに経年変化の測定値を掲げております。そのうち、赤字でお示ししたものが管理濃度を上回ってしまったものです。上から参りますと、大型抜油室、小型抜油室、今回は大型はクリアしてございましたが、小型抜油室、それから大型解体室、小型解体室、それから蒸留室、中間処理室といったところがオーバーした場所でございます。

17 ページが、大型解体室と小型解体室の管理区分がどうなってきたのかという経年変化を示した表であります。

これを改善するために、18 ページですけれども、作業環境の改善対策ということで、小型解体室、大型解体室については、年末に機械装置の下部あるいは徹底的な清掃・除染をした結果、1 月には低い管理濃度になったということで、今後も計画的に清掃と除染を実施していきます。

それから、3) のタンク室につきましては、昨年夏の定期点検時に、ストレーナーの改良による清掃作業の改善ですとか局所廃棄装置の増強対策を実施した結果、ダイオキシン類濃度の低下が認められ許容濃度以下になりましたということで、対策が功を奏しているというところでございます。

4) の蒸留室、中間処理室につきましては、非常に部屋がでかくて、なかなか対策が難しいところではあるんですけども、ここは常時人がいるというわけでありませんで、パトロールで回る場所ということで、時間制限がかかっておるということでございます。

それから 19 ページ、作業従事者の健康管理ということで、血中の PCB 及びダイオキシン濃度の測定を原則年 1 回、作業従事者全員に行っております。

PCB につきましては、健康管理目標値は 25ng/g-血液でございます。これに関しましては、操業開始以来、今日まで一人も一回もこの値を上回ったことはございません。今回の測定では、一番高い方でも 11.5ng/g-血液でございました。これも年々下がり傾向にございます。

一方、血中ダイオキシンにつきましては直近の環境省の調査がございまして、これが 0.40～0.56pg-TEQ/m³ですけれども、これを基準として、作業従事者をこの範囲内におさめようというのが私どもの目標です。残念ながら 2 名の方が満たしておりませんでした。

値としては 60pg-TEQ/m³と 65pg-TEQ/m³でございました。ただ、この方は、お一人は以前 100pg-TEQ/m³だったということがございまして、3年前ですけれども、それから順次下がってまいりまして、現在、65pg-TEQ/m³ということでございますので、これからも経過を注視していきたいと思っております。具体的には、作業内容あるいは保護具の管理、装着方法、あるいは経口的な摂取に注意する、手洗い・うがいの励行ということを目録を通じて指導しているところでございます。

次に 20 ページ。20 ページはヒヤリハット・キガカリの取り組みです。

前回、中地先生から、ここにごございます環境というのは何だということでご質問がございました。環境というのは、分類的には作業場における環境でございまして、例えば作業場の粉塵ですとか、暑いとか、あるいは異音がするとか、そういった五感に関係するような事柄でございまして、したがって、作業環境ということで、一般環境ではございません。

それから、中に生活というのがあるかと思えます。生活というの、これは通勤途上でのヒヤリハットでございまして、例えば電車のドアに挟まれたとか、バスのステップで滑ったとか、そういったヒヤリハットでございまして、

それから、トラブル報告、21 ページですけれども、前回から今回までは労働災害、事故、トラブルというのはございませんでした。昨年 26 年度で一番多かったのが転倒災害でございまして、3 件立て続けに起こりましたので、1 年間、転倒災害防止プロジェクトというのを実施いたしまして、写真にごございますような段差の見える化とか注意喚起をしております、この 1 年半ほどは転倒災害はございません。

それから、次に 22 ページでございまして、先ほど申しました塩酸腐食対策工事について、副所長のほうからご説明します。

○土井副所長（JESCO）

大阪 PCB 処理事業所副所長の土井でございます。失礼ですが、座って説明させていただきます。

設備の改造として、真空加熱分離装置 D 号機の塩酸腐食対策について説明させていただきます。

運転廃棄物の処理推進の一環として、平成 26 年の定期検査の前から真空加熱分離装置の D 号機で廃粉末活性炭の処理を開始いたしました。しかしながら、その後、定検後のスタートにおいて、図-7 のほうにこの系統のフロー図を載せておりますけれども、VTR を出たところに第 1 オイルクーラーというのがございまして、そこでチューブ腐食が発見されました。このトラブルにつきましては、昨年 3 月のこの監視部会で報告させていただいております。この腐食の原因につきましては、粉末活性炭中にあります塩酸に由来する腐食と考えております。この第 1 オイルクーラーについては既に新設、型式を変えて昨年 6 月に新しいものに更新をしております。

この系統の後流のほうですが、配管、それからポンプ関係に、やはり塩酸が原因と思われる腐食が進行しております。原因は、この第 1 オイルクーラーでの腐食と同じ原因でございます。

この腐食原因、塩酸による腐食原因の対策を検討いたしまして、廃粉末活性炭から生成いたします塩化水素、この塩化水素を除去する装置を試験的に VTR-D 号機の設備のほうに設置することを今計画を進めております。該当する場所は、図-7 でいいますと右側のほう、常圧凝縮器に VTR から来るガスが入るところ、そこにスクラバーを設置しようという計画でございます。

24 ページの図-8 をごらんください。VTR から回収されますガス、このガスはドライポンプというポンプを使いまして常圧凝縮器というところへ送って、ここで高沸物は凝縮をしております。この系に活性炭由来の塩化水素が来ておりまして、今回、この図の下にあります改造後という絵にございますが、既設のラインに塩化水素除去用の試験スクラバー、外径が 200 mm、高さが 1,150 mm 程度、小規模な設備でございますが、このスクラバーを設置して、VTR から回収されているガス中の塩化水素を 5% の苛性ソーダ水溶液で吸収、中和をしようということで、塩化水素をトラップしようと考えております。

なお、この常圧凝縮器で凝縮しない非常に低沸のガスにつきましては、後段のほうのミストセパレーター、それから 3 段ございます活性炭、ここで処理されまして大気のほうに放出するという系になっております。

25 ページの図-9 は、その試験用のスクラバーの詳細図でございます。5% の苛性ソーダ水とガスがよく接触するように、網かけのところ、斜め線のところの部分は、充填剤を入れてガスと液をうまく接触させようという構造にしております。

22 ページに戻っていただきまして、今、2) の設備改造の内容について大体ご説明いたしましたが、今回、この改造工事に当たりまして安全に試験をするものとして、③のところへ安全対策を記載しております。当然ではございますが、苛性ソーダを使いますので適切な保護具の使用、それから、試運転に向けましてはマニュアルを作成して教育をする。それから、苛性ソーダのミストが万一活性炭槽のほうまで飛散しますと活性炭の活性が低下してしまうおそれがありますので、スクラバーの出口のガスをサンプリングして、ミストがないような条件で試験を行う予定にしております。

また、試運転期間中は、PCB を分析するオンライン分析に加えまして、オフラインの分析も追加して排ガスの監視を強化いたします。

スケジュールにつきましては、ちょうど現在この改造工事実施中でありまして、3 月中旬に改造工事が終わりますので、その後、3 月中旬から 5 月上旬ぐらいにかけて試験を行うというスケジュールでございます。これをもってこの系の塩酸腐食対策の対応を図っていきたいと考えております。

○油井所長 (JESCO)

引き続き、26 ページです。営業活動計画ということで、平成 33 年、最終的な事業終了

準備期間として平成 36 年の設定になっておりまして、これを守っていくために今から何をしなきゃいけないかというのを営業面から一応書いております。

ステップが 3 段階に分かれていまして、ステップ①では、JESCO に未登録の保管者様を総ざらいして、登録を促進して処理の促進をしていくと。

それから、ステップ②につきましては、特措法の届け出をまだされていない保管者さんがおられます。そういった方々に対しまして掘り起こし調査という形で、まず特措法の届け出をしていただいて、同時に JESCO の登録、そして処理をするという段階をステップ②として考えております。

それから、ステップ③につきましては、いろいろな理由で最終的にはなかなか出して処理をしていただけない保管者様に対する個別の対応ということを考えていきたいと。こういう 3 つのステップを踏んで、計画的処理完了期限、最終的には事業終了準備期間を守っていくということを考えております。

それが (1)、(2) のご説明でしたけれども、(3) は、北九州で既に先行的に掘り起こしに取り組みれておりますので、そのことを書いております。

また、(4) では、近畿 2 府 4 県におきましては、まず和歌山県さんと総ざらいのトライアルを、昨年 7 月から 11 月にかけてステップ①の段階を実施させていただきました。このときの対象保管者さんは 136 者ございまして、登録済みが 74 者、未登録の方が 62 者ございました。この両方に総ざらいをかけまして、登録済みの 74 者のうち 45 者に、今回、処理の契約をいただけそうであるということでございます。それから、未登録業者の方の 62 者のうち 42 者が登録をしていただいた、もうすぐに処理をしますということで 38 者が契約いただけるという状況になっております。

ただ、今回はちょっと処理を見合わせたいという方が合わせまして 53 者おられまして、その理由としては、費用負担等がちょっとできないので今は処理をしたくないという方が 30 者、それから、所在不明の方がおられまして 11 者、使用中の方が 2 者、その他継承者が不明であるとかが 10 者おられました。この 53 者がまだ契約処理に至ってないわけですけども、これは和歌山県、和歌山市さんのエリア全体の登録者 686 者のうち、53 者が今回まだ処理をしていただけない状態であると。これは 8%になりますということでございます。

それから、ちょっと駆け足ですみません、27 ページからは視察・見学状況、保管事業者説明会、28 ページが緊急時対応訓練実施状況、29 ページが安全教育実施状況、それから、収集運搬の入門許可を取得された方のリストが 30 ページと 31 ページ。30 ページにつきましては従来の 2 府 4 県のエリアでございます。31 ページの水色のほうは、他事業所エリアから大阪事業所に運んでいただく際の追加の収集運搬業者さんの一覧表になっております。

以上でございます。

○有門課長（部会長）

ありがとうございました。

ただいまの JESCO からの説明に対しまして、ご質問、ご意見、また、もうちょっと詳しく説明をとということもございましたら、あわせてよろしくお願ひ申し上げます。

どなたか、ございますでしょうか。

上野先生。

○上野外部有識者

18 ページになります。作業環境の改善対策なんですけど、以前から大型解体室、小型解体室は汚染が非常に散見されていたと思うんですけども、一番最後の 4) 蒸留室・中間処理室、ここの 2 行目にございますように、機器の開放点検が主な汚染の原因となっているということで、点検時に汚染するというふうに見積もられているようなんですけど、これ、稼働中は汚染はないと考えてよろしいんでしょうか。とにかく広いということ、1 階から 5 階までということではなかなか清掃等が困難かと思いますが、原因がそもそもどこにあるのかなというふうにはちょっと思った次第です。

それから、もう 1 つよろしいですか。2 点目、作業従事者の健康管理が次のページにございますが、以前に比べると 2 人の方がちょっと下がってはいるんですけど、この方はやはり何か特定の作業に当たっておられるのかどうかですね。場合によっては作業環境と関連性があるのかどうかですね。それか、この従事者の何らかの癖といいますか、作業の何か特徴に由来するのかなというのがちょっとわからなかったの、教えていただければと思います。

申しわけないですけど、もう 1 点。これは質問ではないんですけど、最後のところの 26 ページですね。和歌山でトライアルをやられていますが、パーセンテージにするとちょっと低いんですけども、A、B、D を見ていると非常に問題がここに含まれているかなと思っています。これを何とか今後処理していただくように仕向けないといけないんですけど、何か方策とかが現時点であるのかどうかですね。質問みたいになっていますけど、そこはちょっと問題なんではないかなと思います。

以上です。

○有門課長（部会長）

よろしいですか。

○油井所長（JESCO）

1 点目の蒸留室、中間処理室の作業環境が高いと、その原因は何かというご質問だと思うんですけど、これ、東棟にいずれもございまして、西棟はトランス、コンデンサを解体して、そして揮発しやすい環境なんです。それで、東棟のほうはどっちかという化学

プラント的な要素が強いので、基本的には密閉型です。ですので、操業状態のときは温度は高いんですけども、PCBが揮発するような雰囲気ではありません。

先生おっしゃったとおり、いわゆる定検時において開放点検を塔・槽類あるいは配管類についてやるときに原因となっていると。もちろん、養生シートとかを敷きながらPCBが拡散しないように、あるいは廃棄処理を局所排気でとりながら作業するというようなことで、作業員の健康管理はきちっとやっている状態だと思っておりますけれども、それと保護具、マスクをつけていますので直接的な被害はないと思います。

ただ、部屋の状態がそういう状態で、これは汚染されてしまって、そこを拭き取って健全にしていくということしかないわけで、一方で開放点検もしなきゃいけないという、その繰り返しになっているという状況でございます。

それから、ダイオキシンのほうの60pgと65pgの方についてなんですが、65pgの方は解体班の方です。それから60pgの方はVTR班の方です。じゃ、解体班とかVTR班の方全員が高いのかというとそうではなくて、やはり個人的な差があるというふうに考えております。保護具の取り扱いの仕方とかフィットの仕方とか、あるいは手をよく洗ってから飲食するとか、そういったふだんの生活も含めて、解体室の中での作業は当然ですけども、その前後の装着あるいは取り外しのところまでやっぱりきちんと気を使ってやるよという指導で、中には、それをきちんとやっている方は同じ解体班の中でも低い方も大勢おられますし、そういうことで個人面談を徹底してやっていくしかないのではないかと考えております。

それから、3つ目につきましては……。

○中野課長補佐（環境省）

総ざらいの関係は私のほうから1つお話をさせていただきたいと思います。

今、上野先生からご指摘のとおり、まさにこの後PCB廃棄物の処理が進んでいくと問題になるのが、この26ページの(4)に出てくるような人たちではないかというところでございます。このために、この後の議題で私のほうからご説明申し上げますが、1つの対策として、これまではこうした方々にどういうアプローチをするかというところ、やはりこれは行政指導ベースで、行政あるいはJESCOの営業方が声かけをしていくところまでしかなかかなか難しかったところではございますが、今般、PCB特措法の一部改正をしていく中で、まず、期限内に処理を必ずしていただく義務づけということ新たに課した上で、それを守らない方に対しては行政から命令をかける、さらには、その命令に従わない場合は罰則の適用もというような制度を措置させていただくということに加えて、特に所在不明ですとか、その他承継者がわからないですとか、じゃ、誰がそれを本来やらなければならないんだということが明らかにならない場合については、それでもなお期限を迎えて物が残るおそれというのはありますから、こうしたものにつきましては行政側のほうで代執行という形で措置できるような、今回、制度面としてはそういう

った対策を施して、こうしたものが期限を超えても残らないようにする措置というものを1つ講じさせていただくことを、今後、国会等の議論がありますが、させていただこうと思っているところでございます。

その上で、もちろん最後は結局、現場に関係者がいて物があるわけでございますから、ここは都道府県、それから JESCO、あるいはそのほかさまざまな声かけをできる方というのがいらっしゃると思っております。例えば、特に使用中の機器においては、トランスですとかコンデンサであれば電気事業法に基づいて点検なども定期的に行われたりしているところでございますし、指導監督権限が経済産業省にあたりしますから、こうした方々にも連携をしていただいて期限内処理の声かけ指導をしていくということ。これは法律に加えて、今申し上げた関係者が一堂に会して、そうした連携体制を構築しながら取り組みを進めていこうという会議を実は午前中この会場で、大阪地域の今申し上げた行政、関係者の方が集まった会議を開催させていただいて、そうした取り組みを今後も継続的にその会議を開催しながら連携、取り組みをしていこうといったところをまさに議論してきたところでございます。こうした措置で、最終的に期限を超えて一個たりとも高濃度 PCB 廃棄物が残らないような措置を施していきたいと考えているところでございます。

○有門課長（部会長）

ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

ほかに、ご質問等ございましたら。

中地先生。

○中地外部有識者

今の回答とも関連するんですけども、26 ページの (3) で、北九州掘り起こしの取り組みと書いてあるんですが、北九州市では先行して環境省さんのほうから説明のあった総ざら的なことを5年かけてやって、掘り起こし調査をしたということなんですかね。それと同じような形で、それぞれのところでまだ未登録の事業所を探していくということをやっているというお話なんでしょうかというのが1つと、あと、ステップ③のところで、値上げの周知みたいな形で、今後処理を進めていくためには、使用中の人たちに、後から出すと処理費用が高くなりますよみたいなことを法律で決めると逆に出さなくなるんじゃないかなと、あるいは場合によっては紛失をするというようなことも含めてあり得るかなと思うので、その辺、環境省としてどういうふうにお考えなのか。実はこのところよりも後のところの議題かもしれませんが、少しその辺について回答ください。

その後、最初の説明に対しての質問をあと3つほどしたいと思います。

○中野課長補佐（環境省）

まず、掘り起こし調査ですけれども、北九州市では、おっしゃるとおり、5年の歳月をかけて市内の総ざらいというのを終わったんですが、今は北九州以外の自治体全てで同じような調査をしていただくような、実際はほとんどの自治体では着手がなされている状況でございます。

ただし、北九州市で5年もかかった調査ですから、それなりの期間はかかる。ただ、5年をかけていますと期限にまた大分近づきますし、北九州エリアではすぐにも期限がやってくる場所もございますので、1つ、この掘り起こし調査をきちんと回答を得られるような措置としては、同じくこれも次の議題で申し上げようとしておりましたが、任意のアンケートという形でこれまでの掘り起こし調査というのは行われておったんですけれども、どうしても任意のアンケートでは回答が来ない方というのはいらっしゃいますので、こうした方々に対しても、例えば PCB 廃棄物を持っているおそれのあるといった人たちに対して、あるいは使用中の機器を持っている人たちに対して回答を必ず行っていただけ、いわゆる報告徴収ですとか、立入検査、実際に現場に入るといった権限を、新たに PCB 特措法の見直しの中でそうした権限を拡大するという措置もとらせていただくことにしているところでございます。

それから、もう1つのご指摘でございます。まだ法律は単純に閣議決定をされた段階で、制度として我が国でそれが導入されるかどうかというのはこの後の国会のご審議によるところになってしまうんですが、その前の時点では、まさにこのステップ③に書いてありましており、1つ、期限内処理を確保するための方策として、一定の期限を過ぎたら値上げをしますというような周知ということがあったんですが、今回、制度は、まさに今私が一部申し上げてしまいましたけれども、事業者に対する義務を極めて強くするというのを制度的に行おうとしておりますから、実はこの後、その制度の検討をしてみた検討会の中でも、この値上げの措置というものは強化する規制のバランスを踏まえてもう一度きちんと検討すべきではないかといったところも提言されておまして、この制度強化と相まってどのようにするかということを改めてここは検討させていただこうと現在考えているところでございます。

○有門課長（部会長）

ありがとうございました。中地先生、よろしいですか。

○中地外部有識者

はい。

そしたら、あと、報告に対して、簡単な質問も含めて3つお願いをしたいんですが、1つは、2ページの表と図との関係で、私の聞き間違いとか、認識が甘いのかもしれません、右の一番下の図の受託及び運転廃棄物というのは、いわゆる液体として受け入

れたものの総重量と、その中の PCB の処理量みたいな形での関係にあるというふうに考えてよろしいんでしょうかというのが 1 点と、2 点目は、18 ページのところの作業環境の改善対策ということで、小型解体室及び大型解体室の対策なんですけれども、作業環境測定の結果、除染が必要だということで清掃と除染をしてよくなったということで、今後も計画的に清掃と除染を実施しますと書いてありますが、この場合、期間を決めて定期的にするみたいな形でおられるのか、あるいは、何か見た目というか、目視で汚れてきたなということがわかれば、あるいは、何らかの圧損なんかを見ながら対策をとるのかみたいなことの計画の中身について、ご説明をお願いします。

3 点目は、20 ページのヒヤリハットのところでご説明いただいていますけれども、説明の中で、生活というのは通勤途上の災害等に関するヒヤリハットやキガカリの項目という形であるんですが、キガカリの中のちょうど真上のところで、衝突が 2、交通が 2 と書いてあるんですが、この場合の交通というのは通勤途上じゃなくて、構内に入ってくるような自動車等の、トラック等に関するキガカリというふうに考えてよろしいんでしょうかというのが 1 点と、あと関連で、破損というのがキガカリで非常に多くて、ヒヤリハットのほうでも出てくるんですけれども、この辺は設備の経年劣化等で破損するようなことが多くなったということが心配されているということで上がってきているんでしょうかと。

そういうことであれば、今後、設備の見直しについては、後でご報告があると思うんですけれども、長期保全ということであと数年運転されるわけですから、その対策をきちんとしなければいけないんじゃないかなということにつながっていくと思いますので、その点、もう一度ご説明をお願いします。

以上です。

○有門課長（部会長）

お願いします。

○油井所長（JESCO）

1 点目は 2 ページのグラフの話だったと思います。右下のグラフで受託処理重量、赤い折れ線グラフですけれども、これはトランス、コンデンサ、それから PCB 油の総重量です。油も、それから機械本体の重さも含めた重量です。

一方、運転廃棄物処理重量というのは、黄色の折れ線グラフですけれども、これはドラム缶におさめていますので、ドラム缶の重量プラス中身の運転廃棄物の重量ということです。それは右の目盛りを見ていただければよろしいかと思います。

答え、よろしいでしょうか、先生。

○中地外部有識者

わかりました。

○油井所長（JESCO）

それから、2 点目が、18 ページで小型解体室及び大型解体室の清掃、除染の話で、今後もやっていきますということなんですけど、これは基本的に 8 月、9 月が年 1 回、30 日間強、施設を止めまして定期点検を行います。その際に清掃と除染をしております。これは定期的にやっております。

今回は 10 月から操業を再開したんですけれども、相当処理をした結果、11 月の段階でかなり高くなったと、年 2 回の測定で作業環境の PCB 濃度が高くなったということがわかりましたので、それで年末年始の休みの前後を利用しまして、もう 1 回、清掃、除染をしたということでございます。

もう 1 つは、この作業環境もオンラインモニタリングで測定をしておりますので、その値がやっぱり高くなれば何らかの措置をしなければいけないということで、定期的なもの、それから年 2 回のオフラインの測定とオンラインの測定、この 3 者を組み合わせて計画的にやっていきたいという意味でございます。

それから、3 点目のヒヤリハットの設備関係につきましては、ヒヤリハットの中身がかなり設備改善を求めたいというのが当然あります。注意喚起だけではいけない面が当然ありますので、それは運転員から設備の改善、あるいはおっしゃいました老朽化しているところの更新、修理というようなことは議題として上がってきますので、案件として上がってきますので、それはその都度対応しているというところでございます。

衝突、交通というのは……。

○中村課長（JESCO）

それでは、中村のほうから。

今、所長が説明しましたように、私ども、毎月ヒヤリハット会議、HHK 会議というのをやっておりまして、今回、26 年 4 月から 27 年 12 月まで、300 件ぐらいをずっと抽出して見てみました。

まず、交通というのは、私ども西と東と分かれておりまして、そこに横断歩道があるんです。そこでトラックが出入りしますので、はねられそうということはないですけど、ちょっとキガカリだなというのが出てきたというのが、これが交通です。だから、先ほどの生活とはちょっと違うという中身です。

もう 1 つは、衝突というのは、やはり押し車なんかを使っておりますので、中で当たりそうになったとか当たりそうであるとか、そういうところが出てきております。

あわせて、先ほど破損というのがありまして、私どももかなり老朽化しているところもありますが、作業の中でネジを締めている、そういうときにネジがきっちり締まらな

いんじゃないかなというキガカリとか、そういうのが追加して含まれているかなという、そんな中身になっております。これが300件ぐらいの中身をずっと調べた中身です。

○有門課長（部会長）

よろしゅうございましょうか。

ほかに、何かご質問、ご意見等ございましたら、お受けしてまいります。

よろしゅうございましょうか。また最後にも全体を通じて時間をとらせていただきますので、またその際、ございましたらよろしく願いいたします。

続きまして、資料1-2、1-3のご説明のほうをよろしく願いします。

○土井副所長（JESCO）

それでは、資料1-2のほうで、長期保全の取り組みについて説明させていただきます。

ご承知のように、廃棄物処理基本計画の変更で、大阪 PCB 事業所につきましては、計画的処理完了期限が平成33年度末、それから事業終了準備期間が終わる平成36年度末と。それまで安全に安定した運転を確保するための設備管理、これは当然のことでございます。

保全につきましては、一般的に予防保全、事後保全、これは設備の重要度ですとか設備特性に応じて張りをつけた保全をすることが話されておまして、特に重要な機器については予防保全を強化して大事に至らないような、そういった管理を行っております。

お手元のほうで、3ページに大阪 PCB 処理事業所の長期保全計画、これ、抜粋でございますが、横書きのものです。これは VTR の設備のものを一部、ご紹介のために2ページにわたって記載しております。

この表にありますように、各設備ごとに潜在的にあるリスク、それから、そのリスクを回避するための対策、それから長期保全計画、保全状態ということで、かなり細かく設備ごとに細分化して長期保全計画、考え方をまとめております。

例えば、小さな字で申しわけありませんが、4ページにあります2-5の熱交換器類というところを見ていただきますと、これは平成26年の定検直後にチューブ漏れを起こした、先ほどご紹介しました VTR-D 号機の第1オイルクーラーのトラブルのことを記載しております。

この行で、長期保全計画対応状況というところを見ていただきますと、今回のトラブルを起こした第1オイルクーラーにつきましては、既に型式を改良したもので、これで平成27年6月に更新して運転を開始しております。また、A号機からD号機まで4機に共通の予備機も既に購入をしておまして、万一に備えるということを行っております。

また、昨年の定期検査のときには、同じ型式でございますA号機のほうの第1オイルクーラーの非破壊検査を行いまして、これについては特に異常はございませんでした。

今年の定期検査、28年の定期検査では、昨年更新しましたD号機の第1オイルクーラーの非破壊検査を実施する予定でございます。

このように長期保全計画は都度見直ししながら、設備の実態に応じてPDCAを回して管理をしております。

5ページ目をごらんいただきますと、これは平成27年度の長期保全計画で上げております主要項目でございます。更新計画、経年劣化対応項目がございますが、これにつきましては、ほとんどのものを完了しております。更新計画の下から2番目の西棟のオンラインモニタリングの更新工事、これは3月末完了予定と書いておりますが、既に完了いたしました。また、経年劣化対策の上から3番目のVTR配管ヒーター保温剤の交換、それから給気・排気ファンの整備、これについては今現在ちょうど実施中でございます。

それから、次のページ、これは平成28年度の長期保全計画で上げております更新計画と経年劣化対応工事でございます。長期保全計画、それから次年度の計画につきましては、運転会社さん、それから設備を設計施工されましたJVさんとも一緒に協議して、計画を立てて、見直しをして、PDCAを回しております。

以上が長期保全計画での取り組み状況です。

続きまして、資料1-3をごらんください。

ポリ塩化ナフタレン(PCN)入りのトランス油の処理についてご報告いたします。

三菱電機製の整流器・トランスには、ポリ塩化ナフタレンを含むトランス油を使用したものがございます。この油のことをSK2というふうに呼んでおります。このSK2を含む油が昨年11月に当事業所のほうに搬入をされて、今、処理をしておるところでございます。

一方、平成27年5月にジュネーブにおいてストックホルム条約の締約国会議がございまして、新たに塩素数2~8を含むPCNが条約の附属書に追加されることになりました。

今回、大阪PCB処理事業所でこのPCNを含むトランス油を処理に当たりまして、施設での処理性能を確認することが非常に必要であるということで、環境省、有識者の方々からの要請を受けて、今回、性能評価試験を実施することになりました。

試験の目的でございますが、我々の処理事業所で通常行っております操業をしている中で、液やガスのサンプリング・分析、流量測定を行って、脱塩素化反応でのPCNの分解性能、それから蒸留系での挙動、抜油時の作業環境濃度、それから排ガス系への影響、こういったものを調査、評価するという目的で、今、試験の実施をしております。

実施体制でございますが、試験統括はJESCO、それから、サンプリングや分析につきましては運転委託会社さんのほうにもお願いをしております。また、分析そのものについては島津テクノロジーさん、それから試験結果の評価は環境省という体制で今行っております。

試験中、液体16検体、気体26検体をサンプリング・分析いたします。

3ページの表-2をごらんください。

西棟、東棟、これが今回、試験中にサンプリング・分析するところでございます。西棟のほうは TCB と PCB の蒸留工程、東棟のほうは PCB の分解・反応工程、それから、分解で生成する生成物の回収工程という工程になっております。各サンプル、2 回サンプリングをして分析する予定でございます。

なお、戻って申しわけありませんが、2 ページ目の表-1 につきましては、昨年 11 月に弊事業所のほうに搬入されました PCN を含む油、これ、ドラム缶で 99 本搬入されましたが、そのうち 6 本を選びまして、PCB と PCN の分析をしたものでございます。PCN の分析値が下のほうに書いてございますが、1%から 10.7%、若干幅がございますが、そういった濃度の PCN を含む油が搬入をされて、これを試料にして試験を行うということでございます。

4 ページ、表-3 をごらんください。試験のスケジュールでございます。

本日、3 月 3 日でございますが、既に施設のほうには試験用の PCN を含む油をドラム缶から抜油、それから投入、処理を開始しておりまして、来週が西棟のサンプリング測定、再来週が東棟のサンプリング測定ということになっております。

それから、参考資料といたしまして、5 ページ目のほうに塩素化ナフタレンの資料を添付しております。これは一般に流通しておりますポリ塩化ナフタレン、商品名が「Halowax」と言われておりますけども、mono-CN、di-CN、tri-CN、それぞれの組成に応じて「Halowax」の型番が書いてあります。今回搬入された PCN については、どうも「Halowax1000」あたりが近い組成になっておるようです。これからちょうど本番の試験に入るという段階でございます。

説明は以上です。

○有門課長（部会長）

ありがとうございました。

ただいまの長期保全計画とポリ塩化ナフタレンの処理に伴いますデータをとるということをやられるということでございますが、質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願ひ申し上げます。

上野先生。

○上野外部有識者

すいません。1 点だけちょっと確認させていただきたいんですが。

ポリ塩化ナフタレン (PCN) の処理なんですけども、表-1、2 ページ目でございますけど、先ほども言われましたけど、モノ体が意外と多いですね。普通よく考えると二塩素化体かなと思っていたんですけど、こういったものは、PCB と蒸留・分離は精度的にはほとんど同じくらいでしょうか。

○土井副所長（JESCO）

mono-CN、それから di-CN、特に mono-CN では、大体、沸点が TCB（トリクロロベンゼン）に近いところがございますので、TCB と PCB を分離する蒸留工程で、ほとんど TCB 系のほうに入ってしまうのではないかというふうに思います。

○有門課長（部会長）

よろしゅうございましょうか。

ほかにご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございましょうか。また後ほどでもご意見頂戴できますので、次に移らせていただきたいと存じます。

では、議題（2）でございます。環境モニタリング調査の結果ということで、大阪市がクロスチェックの意味で大気環境上のベンゼン等をはかっているということでございますので、その部分について、大阪市から報告をさせていただきます。

○谷野課長代理（大阪市）

大阪市環境局 産業廃棄物規制担当の課長代理をしております谷野です。よろしくお願ひします。座って説明させていただきます。

資料 2 の平成 27 年度環境モニタリング調査について説明をさせていただきます。

こちらは、JESCO 大阪事業所の PCB 廃棄物処理施設の稼働に伴います周辺環境への影響を把握するというを目的としまして、大阪市としまして、JESCO 事業所の操業開始前の平成 17 年度から毎年 2 回、夏場と冬場の年 2 回、周辺の大気質についてのモニタリングを実施しているということでございます。今回、平成 27 年度の冬季期調査の結果についてご報告をさせていただきます。

調査場所につきましては例年と同様、JESCO の事業所の地点 1 カ所と、JESCO 事業所に最も近い住居系の地域の地点ということで桜島地点の合わせて 2 カ所をモニタリング地点として設定をしております。

調査結果につきましては見てみますと、資料 2 の 1 ページの一番下、3 の調査結果についてということでお示ししているとおりでございまして、冬季調査の結果を見てみますと、PCB につきましては $0.17\text{ng}/\text{m}^3$ と $0.15\text{ng}/\text{m}^3$ という結果になっております。

以下、ダイオキシン類、ベンゼン等の項目につきましても、ごらんいただいているような値になっておりまして、一番右の欄に書いておりますけれども、環境基準値等と比較しましても非常に小さい値となっております。

次の 2 ページのほうには、これまでの経年変化ということで、JESCO の操業開始前の平成 17 年度からの調査結果について記載をしております。いずれの地点、またいずれの年度についても、大きな数値が上がっているという状況にはなっていないということでございます。

次に、3 ページのほうに、ダイオキシン類の測定結果ということで、ダイオキシンの測

定結果の経年変化についてグラフ化したものをお示ししております。こちらにつきましても、ごらんいただいているとおり、操業開始前から数値が上がっているという状況にはなっていないと。また、大阪市内の平均値と比較しましても同等程度ということで、以上の結果から、JESCO の施設の操業による環境への影響はほとんどないと考えております。

以上でございます。

○有門課長（部会長）

ありがとうございました。

ただいまの大阪市の報告につきまして、何かご意見等ございましたら、よろしく願います。よろしゅうございましょうか。

それでは、次に移らせていただきます。

議題（3）でございます。「PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について」ということで、環境省様のほうからご説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○中野課長補佐（環境省）

私のほうから、本日お配りしております資料 3 と、それから、本日開始後に追加でお配りいたしました法律案の閣議決定について、この 2 つについて中身をご説明させていただきます。

まず、資料 3 でございますが、「PCB 廃物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について」、平成 28 年 2 月の PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会の報告書でございます。

前回のこの会議、9 月 15 日の際には、この検討の途上にある部分で課題と対応の方向についてご説明をさせていただきましたが、おおむねそのとき議論いただいた内容を中心に議論を掘り下げて、必要な追加的方策を最終版として、この資料 3 のとおりまとめられているところでございます。

若干重複する部分がありますのと、この中では、主に法律を改正すべきといったご提言と、それ以外に、取り組むべき内容というもの、大きく 2 種類の追加的方策というものが書かれておりますが、法律についてはさらに別の資料でご説明いたしますので、前回のご説明から特に変わった点のポイントをまとめてご説明させていただきます。

この資料自体は、高濃度 PCB、JESCO の処理対象物と、それから低濃度 PCB 廃棄物の 2 つについて、今後の追加的方策を整理、ご提言いただいたものでございます。

資料 3 の 1 ページをお開きいただきまして、まず 1 ページには、「1. はじめに」ということで、この報告書に至るまでにどういう目的を持って検討が進められてきたのかといった、この報告書の位置づけを整理、記載しているところでございます。

それから、3 ページをお開きください。

3 ページからは、2 番ということで、この PCB 廃棄物問題の当初からどういった経緯で今日まであるのかといった経緯を、(1) から (6) の 6 項目に分けてご説明をしている資料となっております。

続きまして、5 ページでございます。

5 ページが、3. 高濃度 PCB 使用製品・廃棄物に係る基本的な考え方と追加的方策でございます。これは JESCO の処理対象廃棄物についての追加的方策、その基本的な考え方も含めてここからまとめておりまして、5 ページの (1) といたしましては、基本的な考え方として 4 点、箇条書きを書いているところでございます。こちらについては前回のご報告の中でもご説明をさせていただいたところでございますが、特に追加して変わったのが (1) の 2 点目の項目でございます。

2 点目の項目の前半に書いておりますのは、この期限内を達成するには相当アクセルを踏まなければならない、そのためには法律改正も含めて全ての手だてを尽くすことが必要であると。この必要性については前回もお話を申し上げたかもしれませんが、さらに、それに当たっては国レベルだけではなくて、現場レベルでも国と地方公共団体、関係事業者間の連携を強化して、政府広報や自治体の広報誌、それから関係事業者の顧客サービス網などを活用して、PCB 廃棄物の処理の必要性に関する国民、保管事業者、それから、使用中の製品を使っている方への普及啓発を大々的に行っていくことが必要だといったことをさらにまとめられているところでございます。

それから、6 ページからは、この高濃度の PCB 廃棄物の処理過程をアからエの 4 段階に分けて、それぞれの段階でどういった対策が必要かということに記載しております。

6 ページからは、まずアといたしまして、先ほども中地委員からご質問がございましたが、掘り起こし調査についての現状、課題、それから追加的方策をまとめておりますのが、このアの項目になります。

こちらについて、現状としては 7 ページをごらんください。7 ページに、北九州市ではどういう調査をされたのかというのが、真ん中から (参考) ということで四角囲みで書いておりますが、その上に表-1 として、掘り起こし調査の実施状況、平成 26 年 12 月時点の調査結果にはなりますが、この時点で実施をしているところが 39、一部も含めて 39 自治体、それから実施予定であるというのが 86 自治体。この時点では、実施を予定していないとお答えになった自治体が 3 つあったんですけども、その後、この 3 つに追跡調査をいたしましたところ、1 年後の平成 27 年 12 月時点では、2 の自治体では既に調査を実施しており、1 自治体は調査実施予定となっているといったところでございます。

それから、こちらの対策、この報告書の中では 8 ページからになります、③今後の検討課題と追加的方策と書いてある項目のところ、検討課題を詳しくご説明させていただいた上で、その追加的方策、具体的な措置はどうとすべきかといったことのご提言が記載されております。

各課題ごとに項目見出しを括弧書きで立てておりまして、その上で、文章が大きく 2

ブロックに分かれております。8 ページでいきますと、真ん中辺の「このため」より上に、ちょっと大きな改行を挟んで前半の文章があります。それから、「このため」以降は後半の文章になりますが、この報告書全てこういった形で検討課題と追加的方策は記載しておりまして、前半の文章が、どういったことが課題であるかということの説明しておりまして、そこから改行を挟んで後半の文章が、追加的方策として取り組むべき内容を文章で記載しております。

一部については前回のご説明と重複するところがありますので、特にそこから変わって制度以外のところを申し上げますと、8 ページの真ん中下から「このため」という文章が始まっております。

この段落の 2 つ目の段落でございますが、「また、環境省、経済産業省、都道府県市、電気保安関係者等の関係者間の連携を一層強化するため、全国版及び地方版の PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会をできる限り開催頻度を上げて継続的に開催することが必要である」と書いてございます。先ほども申しましたが、この大阪地域の関係者連絡会議を実は本日午前中に開催させていただいて、ここに出てまいります関係者間で連携した取り組みをどう進めていくのか、こちらについて議論をさせていただきました。

この次の段落にさらにありますとおり、「この連絡会の場を活用して、PCB 対策の必要性に関する普及啓発について、関係者間の連携を強化するとともに、各関係者による取り組みの実施状況をフォローアップしていくことが適当である」と記載されております。こうしたところをまさに今後も継続的に行っていくということが、ここに位置づけられているところでございます。

それから、ページをちょっとおめくりいただきまして、25 ページをごらんください。

25 ページからは、ここでは JESCO に処分委託を、先ほど総ざらいのところの問題になった、実際に PCB 廃棄物としてあるものを JESCO に処理委託を進めていく上での検討課題と追加的方策がこちらに記載されております。

25 ページの 1 つ目、③の最初の項目、(JESCO への処分委託を促進するための方策) でございます。こちらの対策がこのページの真ん中辺から、「こうした状況を踏まえ」と書いてあるところでございます。

この 2 段落目なんですが、特に中小企業者等に対する支援方策といたしましては、現在、環境再生保全機構に基金が設けられて中小企業者の処理費用の支援が行われておりますが、これを引き続き継続していくことが必要であるということと、この支援を拡充することについては、必要性も含めて、既に先行して処理を行った方の公平性の観点と、それから、期限内に確実に処理を終わらす 2 つの観点から、ここは検討が必要であるということ。

さらには、先ほども申しましたけども、こういった支援策の検討に当たって、意図的に処理委託を行わない方に対する処理料金の値上げといったものが基本計画の時点では書かれておりましたが、この取り扱いもあわせて検討することが必要といったことを提

言いただいているところでございます。

また、特に次の段落でございますが、後半からは、超大型の PCB 使用機器についても、これは設置場所からの搬出がそもそも容易ではないということもあって、さらには含まれている PCB 量も格段に多いといったことにも留意しておくべきだということ。さらには、JESCO においては期限内の処理完了に向けた定量的なロードマップをしっかりと明らかにし、進捗に応じて毎年更新するなど、このロードマップについて不断の検証を行うことが適当で、これについては、環境省もこの取り組みをしっかりと後押ししていくことが必要であるといったことが提言されているところでございます。

それから、26 ページでございます。

26 ページの 3 行目からでございますが、保管事業者が破産したり、あるいは死亡したり、あるいは相続等に起因して処理が滞っている事案につきましては、こうしたものの処理を確保するための行政代執行の制度、これは後ほど申しますが、これに加えて、事業者が不存在、資力不足等の場合で、代執行に要した費用を事業者から徴収できない場合についての支援のあり方といったものも今後あわせて検討する必要があるといったところをおまとめいただいております。

それから、JESCO、本日の会議でもご意見をいろいろ頂戴したところでございます。JESCO 自体の受け皿がしっかりと健全性を保てるかどうか、保つとといったことに関しましては、26 ページの真ん中ちょっと上、「このため」というところからございますけれども、引き続き、処理施設の日常保全、それから定期点検を実施するとともに、長期保全計画に基づいた適切な補修・点検を確保することが必要であるということ。さらには、災害対策や万一のトラブルの発生に対しても、被害の未然防止等に柔軟に対応できるよう継続的な検討が必要であるということ。

それから、一昨年 6 月に変更いたしました基本計画に定められた JESCO の処理施設の安全確保策を着実に実施するだけでなく、ソフト面、ハード面、両方において安全確保に向けた取り組みを、例えばこの報告書を取りまとめられた環境省のほうの有識者検討会、さらには、本会議でございますが、PCB 処理の監視委員会などの監視、助言のもとで徹底していくことが必要であるということをご提言いただいているところでございます。

こうした報告書を踏まえた上で、特に法律上の措置が必要だと言われた部分につきましては、もう 1 つ、委員の皆様にはお配りいたしました資料、閣議決定の資料がございます。自治体の皆様におかれましては、実は午前の会議の中で資料をお配りしておりますので、そちらをご参照いただければと思いますが、この閣議決定でございます 3 月 1 日、一昨日に特別措置法の一部を改正する法律案が閣議決定、政府の案として取りまとまって、国会に提出されるといった状況でございます。

この具体的な中身は、1 枚おめくりいただきまして、別添 1 とありますカラーの 1 枚紙をご用意させていただいておりますが、こちらの真ん中から下に、法律案の概要とい

うことで、ここでは、まずポイントとして4点書いております。

1点目は、PCB廃棄物処理基本計画の閣議決定でございます。

こちらは、これまでPCB廃棄物処理基本計画は一昨年前に変更いたしました。環境大臣が定める計画となっておりますが、今回の法律改正案では、これを政府一丸となって取り組むために、閣議決定という形に格上げをした計画とさせていただくといったことが1点目でございます。

それから、2点目が高濃度PCB廃棄物処分の義務づけでございます。簡単に申しますと、保管事業者には計画的処理完了期限よりも前の処分を義務づけて、義務違反に対しては改善命令ができることとし、命令違反には罰則を科すということ。さらには、使用中の高濃度PCB使用製品についても、それを所有している方に計画的処理完了期限よりも前に廃棄することを義務づけるということ。さらには、トランスとコンデンサにつきましては、使用中のものについては電気事業法のほうで電気工作物として規制を受けているところでございます。こちらについては電気事業法のほうでしっかり措置をするといったことを整理しているところでございます。

それから、3点目が報告徴収・立入検査権限の強化ということで、先ほど、掘り起こし調査をさらに強化できるような立入検査の範囲、報告徴収の範囲を強化するということ。

さらには、4番でございますが、どうしてもその保管事業者が不明等の場合に、都道府県市等が代執行ができるような規定を新たに盛り込むといった内容となっております。特に、より細かいところでポイントだけ、別添4という形の資料、資料2の別添4というもので、これ、新旧対照表と申しまして、上に今回改正している条文、下に改正前の条文を書いている資料がございます。こちらをごらんいただきたいと思います。

まず、1ページ目をごらんください。1枚おめくりいただきまして裏面の1ページ目ですが、上のほうの段の第2条第2項で、PCBの定義の中で、高濃度のポリ塩化ビフェニル廃棄物というものを第2項で、それから2ページ目に行きまして、最初から5行目に4と書いてあるところがございますが、4番のところで、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品、つまり使っている製品と、それから廃棄物のうちJESCOで処理が必要なものについては、改めてそちらについて法律上位置づけをさせていただいているというのが1ページ目、2ページでございます。

それから、6ページをお開きください。

6ページでは、第10条という条文が出てまいります。第10条は期間内の処分という見出しがついてございますが、こちらがJESCOで処理をする高濃度のPCB廃棄物でございますが、こちらについて、政令で定める期間（以下「処分期間」と言う。）と書いてございますが、処分期間内にPCB廃棄物をみずから処分し、または他人に委託しなければならないと規定をしております。

これはもちろん保管の場所が所在する区域ごと、つまりJESCOは5地域それぞれで処理の体制が異なっておりますので、その区域に応じた処分期間を設けて、そこまでに

処分するというを新たに保管事業者にはまず義務づけをするというのがこの規定でございます。ここで言うております処分期間は、今のところ想定ですが、JESCOの計画的処理完了期限の1年前までに処分するといったことを新しい義務とさせていただいた上で、これを守れない場合のいろいろな担保措置をこの後ご用意させていただいております。

続きまして、その担保措置になります。7ページになりますが、第12条、改善命令という規定がございます。この第12条に基づきまして、今申し上げました処分期間までに処分をしない方に対しては、都道府県、それから環境大臣が一定の期限内にPCB廃棄物の処分その他必要な措置を講ずることを命ずることができるというふうになされた規定を設けているところでございます。

さらには、8ページでございますが、8ページでは、第13条といたしまして、代執行という規定がございます。この命令をかけてもなお残ってしまうようなPCB廃棄物、あるいは命令をかける相手がわからないといった場合については、都道府県が期限を定めて措置を講じて、そのときに要した費用を取りますよといったことをあらかじめ公告した上で、都道府県あるいは環境大臣が代執行できるといった規定を新たに盛り込ませていただくということでございます。

それから、10ページに参りまして、10ページでは、第18条といたしまして、ポリ塩化ビフェニル使用製品の規制等が書いてございます。ここからは廃棄物になる前の使用中の機械についての規定を新たに盛り込んでいるところでございまして、18条の最初の条文にありますとおり、所有事業者、これは使用製品を持っている方になりますが、その人たちも処分期間内に高濃度のPCB使用製品については廃棄をしなければならないといった義務を新たに課しているところでございます。

さらに、このページの一番最後でございます。第3項から書いてある条文でございますけれども、もし処分期間内までにこの使用中の製品の廃棄をされなかった場合については、この処分期間内、先ほど計画的処理完了期限の1年前を想定と申しましたけれども、この期間を超えた時点から、使っている使用中のPCB使用製品は高濃度のPCB廃棄物とみなすと、廃棄物としての各種規定を適用するといったことを新たに盛り込んでいるということで、こういうことで、使用中のPCB機器を一定の期限を超えた後も使用し続けることのないような措置を今回盛り込ませていただいたところでございます。

それから、12ページでございますが、12ページでは、第20条といたしまして、全て使用製品まで含めて環境省、都道府県側だけでやるのではなくて、第20条では、電気事業法につきましては、これに対象となる電気工作物である高濃度PCB使用製品につきましては、これは電気事業法、つまりは経済産業省のほうに責任を持ってしっかり対応するといったことを規定しているところでございます。

それから、13ページでございます。13ページでは、第23条といたしまして、「関係者相互の連携及び協力」と書いております。ここでは、環境大臣、それから経済産業大臣、

関係行政機関の長、都道府県知事、それから PCB 使用製品を製造した方、その他の関係者は、この PCB 廃棄物が確実に適正に処理が行われるように、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないといったところも新たに法律として位置づけさせていただきましたので、この法律に基づいて関係者が協力連携をしていかなければならないといったことになるわけでございます。

それから、13 ページの最後にあります 24 条、その次のページの第 25 条が、報告徴収と立入検査に係る規定でございまして、こちらでは、保管事業者ですとか、あるいは高濃度 PCB 廃棄物であることの疑いがあるものを保管する事業者その他の関係者に対しまして、報告徴収ですとか立入検査ができるような規定を新たに設けさせていただいたということでございます。

それから、すいません、最後、16 ページをごらんください。16 ページの第 33 条が罰則の規定となっております。これの「一」と書いてあるところで、「12 条第 1 項の規定による命令に違反した者」とありますが、これが、先ほど処理期間内に処理を行わなかった方々に改善命令を課して、その改善命令に従わなかった方がこの罰則に該当する方になりまして、こうした場合につきましては、3 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金に処すといったところが罰則として用意されているということでございます。

以上、駆け足で恐縮でございますが、このたびの改正の内容とご説明を申し上げます。

この改正法につきましては、今後、現在開催中の国会のほうでご審議をいただき、もし仮にご承認をいただければ法律として成案となりまして、そこからは公布の日から 3 カ月以内で政令で定める日にこの法律を施行するというのを、附則の中でそのような規定を書かせていただいております。

以上が私からの説明でございます。

○有門課長（部会長）

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いを申し上げます。何かご質問等は特に……。よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

以上が私どもがご用意いたしました議題等ございまして、本日の部会全体を通じまして何かご意見等ございましたら、あわせて承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

中地先生。

○中地外部有識者

一番最後のご説明で、今後、期限を定めて使用中の PCB についてもきちんと処理するという制度をつくったということなんですけれども、その進捗の把握みたいなことはどういうふうにされるのでしょうか。2 年か 3 年たって一旦全国的な状況を把握して、さら

にそのスピードアップをする必要があればスピードアップをするみたいなことというのは、どういうところで行われると考えたらよろしいのでしょうか。

○中野課長補佐（環境省）

まず、今回、説明を除きました改正法案の中では、使用中の PCB 機器についても都道府県知事への届け出という制度を導入させていただき、これによって電気事業法と相まって、使用中の機器、それから PCB 廃棄物について、事業者から届け出による数の把握ができるようになります。

その上で、今回、この制度に限らず、PCB 廃棄物の処理の進捗状況、あるいは今回、資料 3 でご説明を申し上げました検討委員会がおまとめになったご提言にあるさまざまな提言、施策、こちらの実施状況につきましては、中地委員がおっしゃるとおり、しっかり進捗状況をフォローアップしていかないとならないと思っております。

我々、具体的には、この制度も含めた検討についてご助言をいただいた PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会、こちらを今後は半年に 1 度開催させていただいて、こうした取り組みの実施状況、あるいは PCB 廃棄物処理の進捗状況をフォローアップさせていただき、もし万が一、今の手だてでも足りないということがあれば、それは都度、アジャストというか、さらなる方策を躊躇なく打っていくと。これ、実は資料 3 の最後の「おわりに」といった部分でも、そういう措置を講じていくべきということが書かれておるんですけども、そういった形で取り組んでまいりたいと考えております。

○有門課長（部会長）

よろしいでございましょうか。

ほかに、何かご質問、ご意見等ございましたら。よろしいでございましょうか。ありがとうございます。

これもちまして、本日予定いたしておりました議題等につきましては、以上でございます。

では、司会のほうにマイクを返してまいります。

○中尾係長（司会）

皆様方には、長時間の会議、ご意見をいただき、まことにありがとうございました。

なお、次回の部会の開催につきましては、関係者の皆様方と調整の上決めていきたいと思っております。

それでは、本日の部会はこれにて終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。